

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」（中間案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和8年3月25日

宮城県では、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））中間案」について、令和7年10月9日から令和7年11月10日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、4人、1団体から合計13件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

| No. | 章 | 項目 | 御意見・御提言の内容（要旨） | 宮城県の考え方 |
|-----|---|--|--|---|
| 1 | 1 | 4 計画の対象 | 計画の対象年齢の範囲が広すぎる。 | 本計画は、国の「こども大綱」を勘案し策定しております。「こども大綱」において「若者」は思春期（中学生年代から概ね18歳まで）及び青年期（概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期も含む）の者とされております。子ども・若者を対象とする本計画においても同様の対象範囲とし、切れ目のない支援を推進してまいります。 |
| 2 | 3 | 推進する施策1 心と体の健やかな成長 「現状と課題」 | 宮城県は関東等と比較して中学受験の意識が低いことや、少子化により高校の倍率が低下していることも学力低下に影響していると考え。地元企業が学校と協力し、様々な職業体験プログラムを導入するなどして、学ぶ意義を子どもたちに伝えることが重要と考える。 | 現在、県では、県内企業等と連携した、児童・生徒の勤労観や職業観を醸成する取組や職業体験機会の確保を進めるとともに、夢や目標の実現に向けて、学ぶ意義を実感しながら主体的に学び、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力の育成に取り組んでいます。地元企業等とも連携を図りながら、引き続き、子どもたちが自ら学び、考え、行動できる力を育む取組を推進してまいります。 |
| 3 | 3 | 推進する施策1 心と体の健やかな成長 「現状と課題」 | 学力調査の結果が全国と比較して低いという情報は認識していたが、大学等と連携しながら、統計的手法を取り入れた結果の分析が重要であると考え。 | 本県の検証改善委員会では、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、専門的知見を持つ大学教授等のオブザーバーから助言をいただきながら、指導改善の方策や効果的な施策の在り方について検討を重ねております。いただいた御意見を反映させ、多角的な視点から調査結果を検証し、児童生徒の「確かな学力」の育成に取り組んでまいります。 |
| 4 | 3 | 推進する施策1 心と体の健やかな成長 「現状と課題」 | 高校の中退率が全国平均より高いという事実を初めて知った。本人の意見を尊重しながら、高校生の心身の健全な育成をいかに図っていくかが重要であると考え。 | 高校の中退の背景には様々な要因があり、多面的な認識や対応が必要であると考えております。本県では、多様な要因による悩み等を抱える生徒が相談できるよう、24時間SOSダイヤルやSNS相談などの相談体制の充実に取り組み、心理、福祉等の専門的観点から個々の状況に応じた支援を行うとともに、生徒が充実感をもって学校生活を送ることができるよう、自己肯定感の醸成や学習意欲の向上に取り組んでいます。また、高等学校等を中途退学した後に、再び学び直す場合の経済的な支援等により、多様な学びの機会の確保に努めているところです。いただいた御意見を踏まえながら、引き続き相談体制の充実等に努めてまいります。 |
| 5 | 3 | 推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり 「現状と課題」 | 中高生が海外を訪問したり、各市町村に外国の方を招き小中高生が交流する機会を設けるなど、直接異文化に触れることで、興味関心が高まり、異文化理解につながるのではないかと。 | 本県では、各市町村や教育委員会が雇用するJETプログラム参加者の外国人青年の積極的な活用や、学校等への外国人講師の派遣等により、国際理解教育の推進を図っております。また、各小・中学校においては、外国語活動や外国語科・英語科の授業やALTとのコミュニケーションを通して、言葉や文化が多様であることを体験的に学んでおります。さらに、姉妹友好等の関係にある県内自治体や学校の一部においては、生徒の派遣及び受入れやオンライン交流など、国際交流や多文化共生への理解醸成の一助となる取組を実施しております。いただいた御提案を参考に、引き続き異文化や多様性に対する理解の促進を図ってまいります。 |

| No. | 章 | 項目 | 御意見・御提言の内容（要旨） | 宮城県の考え方 |
|-----|---|--|--|--|
| 6 | 3 | 推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり 取組4「異文化に対する理解の促進」 | 外国人児童生徒への支援について学校が個別に対応するのは教員の負担が大きいことから、雇用者を含めた家族にも日本語を指導するよう企業側の責務を定めるなど、国の施策として対応を求めるべきである。 | 本県では、国の補助事業を活用し、事業参加を希望した市町村を対象に、日本語指導を必要とする児童生徒の学習を支援するサポーター派遣や学校に助言を行うアドバイザー（大学教授等）の派遣等を通して、日本語指導を必要とする児童生徒への教育の充実を図っています。 本件は国の制度や施策に関わる部分も大きいことから、国や企業の取組の動向を注視するとともに、いただいた御意見を踏まえ、県として必要な対応について引き続き検討してまいります。 |
| 7 | 3 | 推進する施策3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進 「現状と課題」 | 県の情報をより効果的に子ども・若者に届けてほしい。また、SNSなども活用しながら積極的に子ども・若者の意見を聴き、運営に若者を巻き込むことにより、子ども・若者の意見がより県政に反映されるような仕組みを確立するべきである。 | 現在県で実施している「青少年意見募集事業」では、県の政策課題等に対する意見についてアンケートを実施しているほか、担当課との意見交換会を実施し、子ども・若者から出された意見についての県政への反映・検討状況を県ホームページで公開しております。 また、中学生から29歳の青少年を「みやぎユースクリエイター」として募集し、県の取組や情報を周知することにより、社会参画意識を高め、地域で主体的に活躍できる人材の育成を図っております。 今後はSNSの活用も検討しながら、様々な意見聴取の場を設定し、子ども・若者の意見の県政への反映を目指すほか、庁内及び市町村など、県全体で子ども・若者の意見を聴く取組を促進してまいります。 |
| 8 | 3 | 推進する施策3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進 取組5「子ども・若者の活躍支援」 | 社会参画活動への関心を高めるためには、NPO団体より地元企業が積極的に子ども・若者と交流をもつことが重要である。 | 中間案における「社会参画活動への関心を高めるため、NPO法人等様々な団体の活動に関する情報を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を支援します。」については、NPO法人を含めた様々な団体を想定して記載しておりましたが、企業や団体、NPO法人等、様々な主体が取り組む活動への子ども・若者の参画を促進することをより分かりやすく表現するため、計画本文を下記下線部のとおり修正します。 【修正箇所】 推進する施策3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進 取組5 子ども・若者の活躍支援 ◇社会参画活動への関心を高めるため、 <u>NPOや企業等</u> 、様々な団体の活動に関する情報を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を支援します。 |
| 9 | 3 | 推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援 取組8「働きやすい職場環境づくり」 | 早期離職を防ぐため、企業と本人双方の支援が必要である。企業に対しては、リモートワークやフレックスタイム制など、働きやすい職場環境づくりの促進を図ると良い。 | 現在県では、「働き方改革」に取り組む県内企業を「みやぎ働き方改革実践企業」として認証し、働きやすいと思える企業の拡大を目指しているほか、県内企業における「女性活躍」「ワーク・ライフ・バランス」「多様な働き方」の導入を促進し、働きやすい職場づくりに向けたアドバイザーの派遣や、職場環境整備への補助等の取組を行っています。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただき、若者の就労支援の充実や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進してまいります。 |
| 10 | 3 | 推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護 取組11「犯罪被害防止対策の推進」 | 少子高齢化や核家族化の進行等により、人による見守り機能が低下していることから、防犯カメラの設置や、犯罪の抑止になる施設整備等に取り組むべきである。 | いただいた御意見を踏まえ、計画本文に下記取組を追記します。 【修正箇所】 推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護 取組11 犯罪被害防止対策の推進 ◇ <u>道路、公園等の設置者や管理者に対し、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針に基づく見通しの確保や防犯カメラ等の防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した施設の整備の促進に努めます。</u> |

| No. | 章 | 項目 | 御意見・御提言の内容（要旨） | 宮城県の考え方 |
|-----|---|--|--|---|
| 11 | 3 | 推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護 取組11「犯罪被害防止対策の推進」 | 「有害情報」という表現は、成人に対しても有害であるという印象を受けるため、別の名称を用いて、表現の自由と子どもの安全の両方を守るべきである。 | 青少年インターネット環境整備法や青少年健全育成条例において、「青少年有害情報」という文言が使用されているところですが、「有害」という文言についてはいただいた御意見のような印象を与える可能性もあることから、多くの方を対象とする本計画においては、計画本文を下記下線部のとおり修正します。 【修正箇所】 推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護 取組11 犯罪被害防止対策の推進 ◇SNS等に起因する犯罪被害防止を図るため、違法情報や青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の把握と対策に努めるほか、サイバーセキュリティに関する現状や知識の普及啓発を推進します。 推進する施策7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備 現状と課題 ◆子ども・若者の健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、社会環境の変化に応じて、子ども・若者が安心して過ごすことができる環境の整備を図ることが必要です。 取組13 健全な育成を阻害する社会環境への対応 ◇インターネットカフェや書店等への立入調査を実施し、子ども・若者が安心して利用できる環境の確保に向けて、業者や店舗への情報提供や啓発活動を推進します。 |
| 12 | 3 | 推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護 取組11「犯罪被害防止対策の推進」 推進する施策7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備 取組13「健全な育成を阻害する社会環境への対応」 | 有害な情報に関する記載については、「青少年インターネット環境整備法」に規定する「青少年有害情報」に文言を統一するべきである。 | 「有害」という文言については、様々な印象を与える可能性があることを考慮し、計画本文を修正します。 修正箇所は御意見No.11のとおりです。 |
| 13 | 3 | 指標・目標 | 子ども食堂は貧困親子世帯への支援なのか、全世代の貧困支援なのか、居場所支援なのかが不明確である。単に増設するのではなく、子ども食堂の稼働状況等を踏まえた目標値にするべきである。 | 子ども食堂は、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、貧困対策であると同時に地域住民の交流の拠点としての役割を持ち、地域の実情に応じて運営されるものと考えています。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただき、運営の実態等も考慮しながら、子ども・若者にとって利用しやすい場所となるよう施策を進めてまいります。 |